

女性の悩み相談サイト 「TOKYO メンターカフェ」

都民メンター募集

～あなたの経験や苦勞が誰かの力になる～

【ポイント】

○専門的な資格・知識は不要

○悩みや不安を抱える方に寄り添っていただける気持ちがあればどなたでも！

「TOKYO メンターカフェ」とは？

○ちょっとした悩み事、モヤモヤすること、不安に思うことをインターネットで気軽に相談できる女性のための悩み相談サイトです。

○仕事、子育て、介護などを経験してきた方が都民メンター（助言者）となって多様な悩みや不安に寄り添い、悩みを抱えて次の一歩を踏み出せずにいる女性を支援します。

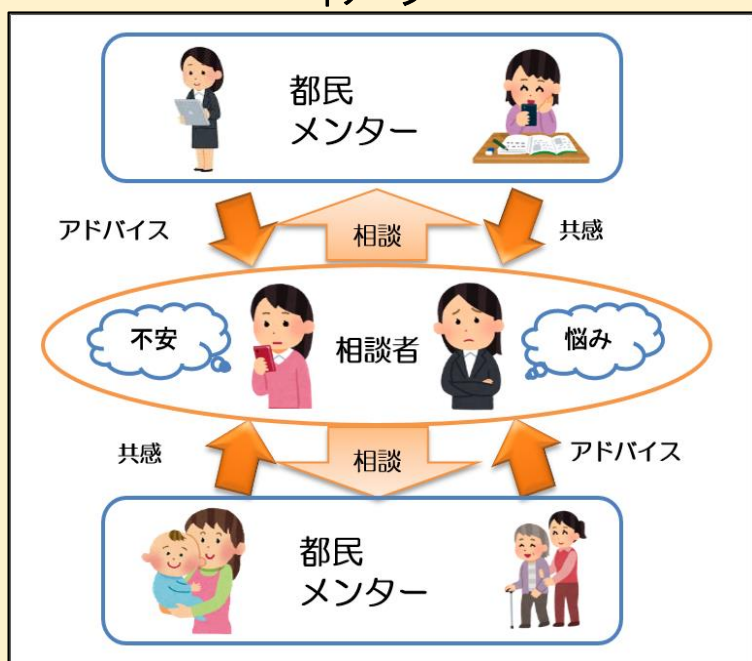
イメージ

相談無料 匿名で相談可

○相談できること（予定）

- ・仕事の悩み
- ・妊娠や子育ての悩み
- ・介護の悩み
- ・暮らしの悩み
- ・地域活動の悩み
- ・人間関係の悩み

令和3年3月開設予定



都民メンター募集要領

女性の悩み相談サイト「TOKYO メンターカフェ」（以下、「本サイト」という。）に寄せられる相談に対してアドバイスをする都民メンターを下記のとおり募集します。

1 募集人数

50人

2 募集期間

令和2年11月27日（金曜日）から12月17日（木曜日）まで

3 任期

委嘱の日（令和3年1月下旬の予定）から2年間

4 応募要件

以下の（1）から（3）を全て満たし、本サイトに寄せられる女性からの悩み相談に対して、ご自身の経験など活かしてアドバイスをしていただける方

- （1）年齢満20歳以上（応募時点）で都内在住、在勤又は在学の方
- （2）個人のパソコン・スマートフォン等によりインターネットにアクセスが可能で、Eメールアドレスを持っている方
- （3）簡単なプロフィールを公開できる方（ニックネーム、年代、簡単な自己紹介文程度）

5 活動内容

- （1）本サイトに寄せられる女性からの悩み相談に対するアドバイスの投稿（必須）
 - ・本サイト上ではニックネームを使用して匿名で活動していただきます。ニックネームのほか、年代、簡単な自己紹介文程度のプロフィールを公表していただきます。
 - ・都民メンターには専門的な資格は不要です。
 - ・活動する際には、悩みや不安を抱えている人に寄り添った対応をお願いします。
 - ・相談者が解決に向けた第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、ご自身の経験などを活かして、相談に対して共感や前向きなアドバイスをしていただきます。
- （2）研修への参加（活動前：事前研修、活動中：フォローアップ講座（年1回程度））（必須）
- （3）サービス向上のためのアンケートへの回答（必須）
- （4）本サイト内のブログへの投稿（任意）



6 応募方法

応募はインターネットから受け付けます。

「東京都女性活躍推進ポータル」都民メンター募集ページよりアクセスし、下記必要事項①～⑩を電子申請システムに入力してください。

<http://www.tokyo-danjo.jp/women/mentor/recruit.html>

※電子申請にて応募される際は、「申請者情報登録」が必要です。

詳細は「東京都女性活躍推進ポータル」をご確認下さい。



【必要事項】

①氏名、②住所、③電話番号、④Eメールアドレス、⑤性別、⑥年代、⑦職業、⑧志望理由（800字以内）、⑨アドバイスができるカテゴリー（仕事、妊娠や子育て、介護、暮らし、地域活動、人間関係から選択（複数選択可））、⑩相談例に対するアドバイス計2問回答（人間関係は必須回答＋⑨で選択したカテゴリーから1問選択）、1問あたり600字以上1,000字以内）

7 選考方法

応募者の中から、年代及び相談カテゴリーの構成を考慮し、応募時に記入していただいた志望理由及び相談例に対するアドバイスの内容により選考します。

8 選考結果通知

令和3年1月中旬（予定）

応募時にご登録いただいたアドレス宛にEメールにて通知します。

9 謝 礼

QUOカード総額2,000円分

（年1,000円分を2回（委嘱から1年経過時及び2年経過時）に分けて進呈します。）

10 費用負担

使用する機器類に係る費用やインターネット接続に係る費用等については本人にご負担いただきます。

11 遵守事項

- (1) 活動を通じて知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用することを禁止します。なお、都民メンターを退いた後も同様とします。
- (2) その地位を利用して、相談者から利益や便宜の提供を受けることを禁止します。
- (3) 都民メンターは、都及び女性の悩み相談サイト運営事務局の指示並びに運営上のルールに従って活動を行うものとします。

12 留意事項

- (1) 都民メンターに委嘱された場合は、令和3年1月下旬から2月上旬までの間に事前研修に参加していただきます。研修はオンラインで実施する予定です。詳細は選考結果をご連絡する際にお伝えします。
- (2) 下記のようなときには、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。
 - ・ 遵守事項に違反したとき
 - ・ 応募要件に該当しなくなったとき
 - ・ 研修に参加していただけないとき 等
- (3) 任期中に委嘱を取り消されたときは、謝礼を進呈しない場合があります。

13 個人情報の取扱い

応募に関わる個人情報は、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正に取り扱います。応募の際に提出された個人情報は、募集及び選考以外の目的では使用しません。

東京で輝く、
自分らしく。



問合せ先

東京都生活文化局 都民生活部 男女平等参画課 男女平等参画推進担当
電話 03-5388-3189